

特定非営利活動法人の設立に関する手引き

県民くらし課では、法人の設立等について任意の事前相談を行っていますので、あらかじめ日時を予約してからお越しくくださるようお願いいたします。

奈良県

2026年3月

はじめに

特定非営利活動促進法は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成10年12月に施行されました。

今般、平成28年改正法附則の検討規定に基づき、NPO関係団体の要望を踏まえて、超党派の議員によるNPO議員連盟において検討が行われた結果、NPO法人の活動の健全な発展をより一層促進するた 令和2年12月に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和2年法律第72号）が成立し令和3年6月9日から施行されることとなりました。

今回の法改正では、NPO法人の設立及び運営の手続きを、より迅速かつ簡素なものにし、NPO法人の事務負担を軽減するた の措置として、(1)縦覧期間の短縮、(2)住所等の公表等の対象からの除外、(3)認定・特例認定NPO法人の提出書類の削減等の改正が行われました。

本書は、これらの改正事項を織り込み、所定の手続きについて解説しています。

NPO法人制度は、情報開示を通じて、市民の選択、監視、あるいはそれに基づく法人の自浄作用による改善発展を前提とした制度です。法及び定款等を遵守し、自ら健全な管理・運営を行ってください。

目次

第1章 法律の概要	1
1 法律の目的等.....	2
(1) 法律の目的.....	2
(2) NPO 法人になるための基準.....	2
2 NPO 法人設立の手続.....	2
3 NPO 法人の管理・運営.....	3
4 NPO 法人格取得後の義務.....	4
(1) 事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出.....	4
(2) 納税.....	4
第2章 特定非営利活動法人の設立について	6
1 設立の認証のための申請手続.....	7
(1) 認証の申請.....	7
(2) 認証又は不認証の決定.....	7
(3) 法人成立後の届出.....	7
2 認証の基準.....	8
<様式・記載例>	

第1章 法律の概要

1 法律の目的等

(1) 法律の目的

特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）は、特定非営利活動（法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいいます。以下同じ。）を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています（法1）。

(2) NPO法人になるための基準

この法律に基づいて、NPO法人になれる団体は、次のような基準に適合することが必要です（法2②、法12①）。

- ア 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること（法2②）
- イ 営利を目的としないものであること（利益を社員で分配しないこと）（法2②一）
- ウ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと（法2②一イ）
- エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること（法2②一ロ）
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと（法2②二イ・ロ）
- カ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと（法2②二ハ）
- キ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと（法12①三）
- ク 10人以上の社員を有するものであること（法12①四）

2 NPO法人設立の手続



【令和2年改正点】

NPO法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を、所轄庁に提出し、設立の認証を受けることが必要です（法10①）。所轄庁は、提出された書類の一部（役員名簿については、役員住所又は居所に係る記載を除いたもの。以下「特定添付書類」といいます。）を、申請書を受理した日から2週間、公衆の縦覧に供するとともに、遅滞なく、申請があった旨、申請のあった年月日及び特定添付書類に記載された事項を、インターネットの利用（公報への掲載でも可）により公表することとなります（法10②）。

所轄庁は、縦覧期間を経過した日から2カ月以内（所轄庁の条例で2カ月より短い期間を定めている場合には、その期間）に認証又は不認証の決定を行います（法12②）。設立の認証後、登記することにより法人として成立することとなります（法13①）。

（注1）申請書に添付する書類は①～⑩となります。なお、①、②、⑦、⑨及び⑩は、公衆の縦覧に供する書類に該当しません。（②については、役員住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）

- ① 定款
- ② 役員名簿（役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ③ 役員就任承諾及び誓約書の謄本
- ④ 住所又は居所を証する書面
- ⑤ 社員のうち10人以上の者の名簿
- ⑥ 上記1の②のオ・カ・キに該当することを確認したことを示す書面
- ⑦ 設立趣旨書
- ⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- ⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（当分の間、収支予算書による提出も可。以下同じ。）

（注2） NPO 法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する場合は、当該指定都市の長）となります（法9）。

3 NPO 法人の管理・運営

NPO 法人は、法の定 にしたがって適切な管理・運営を行わなければなりません。NPO 法人の管理・運営を行うにあたっては、特に次の点にはご留意ください。

① 役員

NPO 法人には、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。理事は法人を代表^(注1)し、その過半数^(注2)をもって業務を決定します。役員の変更等があった場合は、所轄庁に届け出ることが必要となります。なお、役員は暴力団の構成員等はなれないなどの欠格事由のほか、親族の数、報酬を受ける者の数等に制限が設けられています（法2②一ロ、15～24）。

（注1） 定款をもって、その代表権を制限することができます。

（注2） 定款において特別の定めを置くことができます。

② 総会

NPO 法人は、毎事業年度少なくとも1回、通常総会を開催しなければなりません（法14の2）。

③ その他の事業

NPO 法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができます。その他の事業で利益を生じた場合は、その利益を特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。また、その他の事業に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分しなければなりません（法5）。

④ 事業報告書等

毎事業年度初 の3カ月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書（当分の間、収支計算書による提出も可。以下同じ。）、貸借対照表）、財産目録などを作成し、すべての事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出することが必要です。法人の会計については、正規の簿記の原則に従って会計簿を記帳するなど、法第27条に定 られた原則に従い会計処理を行わなければなりません（法27～29）。

⑤ 定款変更

定款を変更するた には、総会の議決を経た上で、下記①～⑩に関する事項について変更を行う場合には、所轄庁の認証が必要です（法25③④）。

下記①～⑩に関する事項以外の定款の変更については、所轄庁の認証は不要です。なお、この場合にも、定款変更後に所轄庁に届け出ることが必要となります（法25⑥）。

（注） 定款の変更にあたり所轄庁の認証が必要となるのは、以下の①～⑩に関する事項となります。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限りです。）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除きます。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限りです。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

⑥ 合併、解散

NPO 法人は、総会での議決・所轄庁の認証等の一定の手続きを経て、別の NPO 法人との合併又は解散を行うことができます。NPO 法人が解散する場合、残余財産は、定款で定 たる者に帰属しますが、その定 がない場合は、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には、国庫に帰属することとなります（法 31～39）。

（注） 定款で定めることができる残余財産の帰属すべき者は、①～⑥に掲げる者のうちから選定されなければなりません（法 11③）。

- ① 他の特定非営利活動法人
- ② 国又は地方公共団体
- ③ 公益社団法人、公益財団法人
- ④ 学校法人
- ⑤ 社会福祉法人
- ⑥ 更生保護法人

⑦ 監督等

所轄庁は、法令違反等一定の場合に、NPO 法人に対して、報告を求 たり、検査を実施し、また、場合によっては、改善措置を求 たり、設立認証を取り消すことができます。また、法に違反した場合には、罰則が適用されることがあります（法 41～43、77～81）。

4 NPO 法人格取得後の義務

法人格取得後は、法及びその他の法令並びに定款の定 にしたがって活動しなければなりません。特に次の点にはご注意ください。

(1) 事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出

法人は、毎事業年度初 の 3 カ月以内に、前事業年度の事業報告書等を作成しなければなりません。また、これらの書類は、役員名簿及び定款等と併せてすべての事務所に備え置き、社員及び利害関係人に閲覧させるとともに、所轄庁に提出し、一般公開されることとなります（法 28～30）。

（注） 閲覧される書類は①～⑨となります。

- ① 事業報告書
- ② 貸借対照表（事務所への備置き及び所轄庁への提出に加えて、公告も必要となります。）
- ③ 活動計算書
- ④ 財産目録
- ⑤ 年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ⑥ 社員のうち 10 人以上の者の名簿
- ⑦ 役員名簿
- ⑧ 定款
- ⑨ 認証・登記に関する書類の写し

所轄庁で閲覧・謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを閲覧・謄写させることとなります（法 30 条）

(2) 納税

法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは、一部例を挙げて説明しますが、詳細については、お近くの税務署、都道府県税事務所等にご相談ください。

国税である法人税については、法人税法に規定された「収益事業」（その性質上その事業に附随して行われる行為を含みます。）から生じる所得に対して課税されることとなります。

地方税（法人住民税（法人税割）及び事業税）も、収益事業から生じた所得に対して課税されます。

また、法人住民税（均等割）は、所得の有無にかかわらず原則として課税されます。

（注1） 法人税法上の収益事業は、物品販売業等の下記に掲げられる事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます（法人法2十三、法人令5①）。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

（注2） 特定非営利活動に係る事業であっても、上記（注1）に掲げる事業に該当する場合には、当該事業から生ずる所得については法人税が課税されます。

第2章 特定非営利活動法人の設立について

1 設立の認証のための申請手続

(1) 認証の申請

イ NPO 法人を設立するためには、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～⑩の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、設立の認証を受ける必要があります（法10①）。

- ① 定款
- ② 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ③ 役員の就任承諾及び誓約書の謄本
- ④ 役員の住所又は居所を証する書面
- ⑤ 社員のうち10人以上の氏名及び住所又は居所を示した書面
- ⑥ 確認書
- ⑦ 設立趣旨書
- ⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- ⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

（注）申請書及び添付書類の標準的な様式例は、12頁以降をご覧ください。

【令和2年改正点】

ロ NPO 法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を、所轄庁に提出し、設立の認証を受けることが必要です（法10①）。所轄庁は、提出された書類の一部（役員名簿については、役員の住所又は居所に係る記載を除いたもの。以下「特定添付書類」といいます。）を、申請書を受理した日から2週間、公衆の縦覧に供するとともに、遅滞なく、申請があった旨、申請のあった年月日及び特定添付書類に記載された事項を、インターネットの利用（公報への掲載でも可）により公表することとなります（法10②）。

（注）なお、法の特例として、国家戦略特別区域会議が、特定非営利活動法人設立促進事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けた場合、上記の公衆の縦覧に供する期間は2週間とされていましたが（旧国家戦略特別区域法24の3）、今回の法改正によって、全てのNPO法人の縦覧期間が2週間となりました。

ハ 所轄庁は、認証又は不認証の決定を行うまでの間、縦覧事項の公表を行います（法10③）。

ニ 提出書類に不備があるときは、その不備が所轄庁の条例で定める軽微なものである場合に限り、補正をすることができます（申請書を受理した日から1週間に満たない場合に限りです。）（法10④）。

（注）軽微なもの例としては、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものなどが挙げられます。

(2) 認証又は不認証の決定

所轄庁は、正当な理由がない限り、縦覧期間の2週間経過後、2カ月^(註)以内に認証又は不認証の決定を行い、書面により通知します。（法12②③）。

（注）所轄庁が条例で縦覧期間を経過した日から2カ月より短い期間を定めた時は、その期間内に認証・不認証を行うこととなります。

(3) 法人成立後の届出

設立の認証後、申請者が、主たる事務所の所在地において設立の登記を行うことで法人が成立します（法13①）。設立の登記は、組合等登記令に従って、設立認証の通知があった日から2週間以内に行う必要があります（組登令2①）。

NPO法人は、登記により法人として成立した後、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及びNPO法人成立時に作成した財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければなりません（法

13②)。なお、設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6カ月を経過しても登記をしないときは、所轄庁が認証を取り消すことがあります（法13③）。

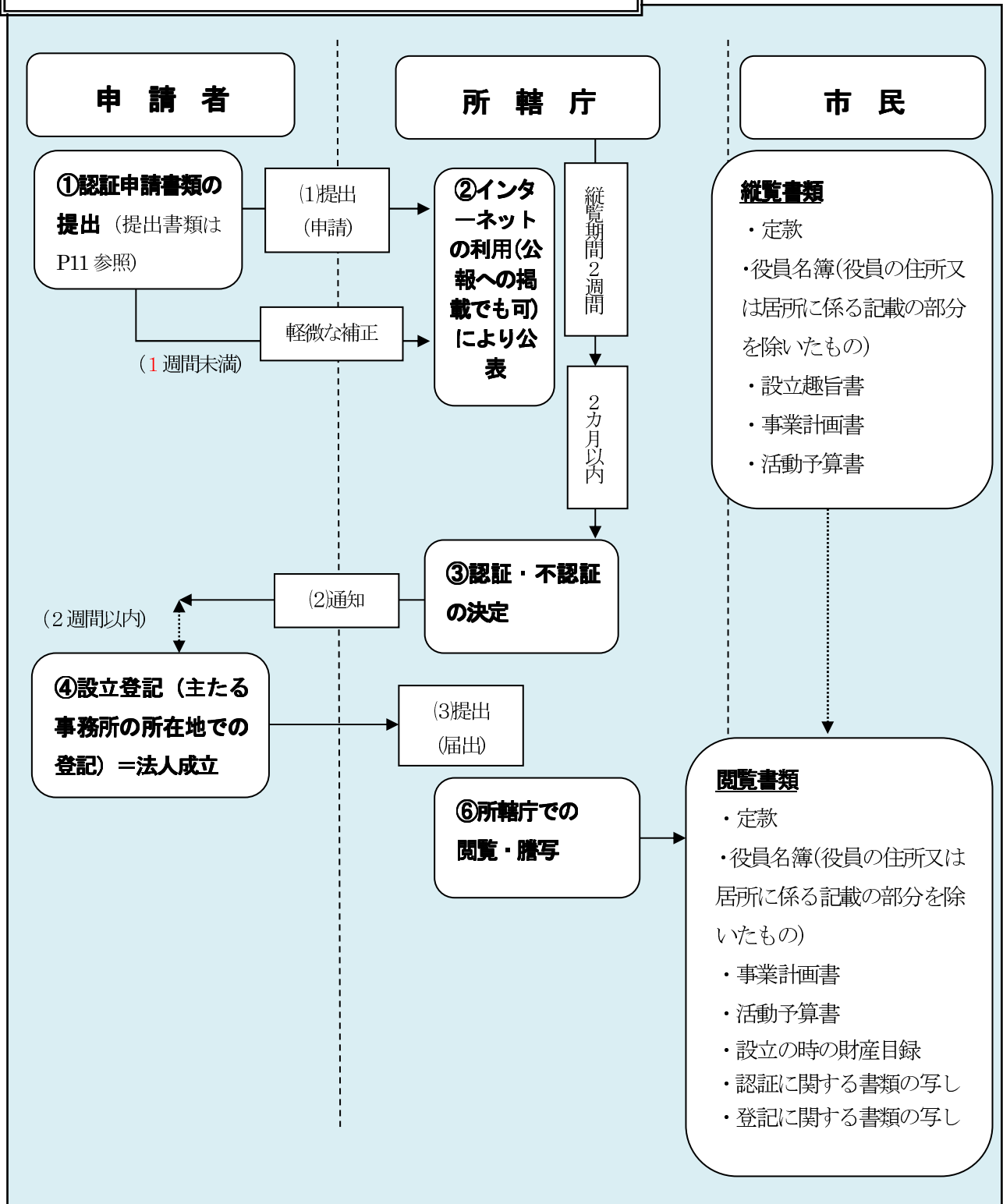
2 認証の基準

所轄庁は、NPO法人を設立しようとする者からの申請について、次の①～④の基準に適合すると認められるときには、その設立を認証しなければなりません（法12①）。

- ① 設立の手続き並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること
- ② 当該申請に係る NPO 法人が特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、営利を目的としないものであって、次のイ及びロのいずれにも該当し、その活動が、次のハ～ホのいずれにも該当する団体であること（法2②関連）
 - イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
 - ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員の数全体の3分の1以下であること
 - ハ 宗教の教義を広げ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
 - ニ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
 - ホ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- ③ 当該申請に係る NPO 法人が次のイ及びロに該当しないものであること
 - イ 暴力団
 - ロ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- ④ 当該申請に係る NPO 法人が10人以上の社員を有するものであること
(注1) 特定非営利活動とは、以下の①～⑲に掲げる活動であって（法別表）、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものです（法2①）。
 - ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - ② 社会教育の推進を図る活動
 - ③ まちづくりの推進を図る活動
 - ④ 観光の振興を図る活動
 - ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - ⑦ 環境の保全を図る活動
 - ⑧ 災害救援活動
 - ⑨ 地域安全活動
 - ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - ⑪ 国際協力の活動
 - ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
 - ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
 - ⑮ 科学技術の振興を図る活動
 - ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
 - ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - ⑱ 消費者の保護を図る活動
 - ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
(注2) 政治活動とは具体的な施策を推進することは含まれません。

《参考》設立の認証申請から登記完了の届出までのフロー



○ 認証申請から設立登記の届出までの提出書類一覧

(1) 認証申請時に提出する書類

提出書類のリスト	部数	参照ページ
設立認証申請書	1	1 2
定款	2	1 3
役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	2	2 4
就任承諾及び誓約書の謄本(写し)	1	2 5
役員の住所又は居所を証する書面 ※マイナンバーの記載されていないもの	1	(注)
社員のうち 10 人以上の者の名簿	1	2 6
確認書	1	2 7
設立趣旨書	2	2 8
設立についての意思の決定を証する議事録の謄本(写し)	1	2 9
設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2	3 1
設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2	3 2

(注) 住民票の写し等(官公庁で発行された原本)。

※上記の提出書類に補正が必要な場合の提出書類(軽微なものに限ります)

・補正書(35 ページ参照)

(2) 法人成立後の届出書類一覧

提出書類のリスト	部数	参照ページ
設立登記完了届出書	1	3 6
登記事項証明書(法務局において取得)	原本 1 写し 1	—
設立の時の財産目録	1	3 7
定款	1	—

特定非営利活動法人 定款例

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号、…に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、[①] に対して、[②] に関する事業を行い、[③] に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)

(2)

⋮

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 〇〇〇〇〇事業

② 〇〇〇〇〇事業

⋮

(2) その他の事業

① △△△△△事業

② △△△△△事業

⋮

<第 条>と下線を付した条は、法に定める必要的記載事項である。それ以外の条文は、法人の任意による記載事項である。

<第1条>…必要的記載事項(法11①二)

<第2条>…必要的記載事項(法11①四)

注:「主たる事務所」と「その他の事務所(=従たる事務所)」を明確に区分した上で、設置する事務所をすべて記載する。ただし、記載が必要となるのはそれぞれの事務所所在地の最小行政区画まででよく、それ以下の住所は任意的記載事項である。

<第3条>…必要的記載事項(法11①一)

注: 特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにする必要がある。例えば、目的には、① 受益対象者の範囲、② 主要な事業、③ 法人の事業活動が社会にもたらす効果(どのような意味で社会の利益につながるのか)や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載する。8頁(注1)参照

<第4条>…必要的記載事項(法11①三)

注: 法の別表に掲げる活動の種類のうち、該当するものを選択して記載する(複数の種類の選択も可能)。

<第5条>…必要的記載事項(法11①三及び十一)

参考: 法5

注1: 第1項…法人が行う具体的な事業の内容を記載する。その際、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の内容は明確に区分しなければならない。

注2: 「その他の事業」を行わない場合は、「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」旨を記載し、第1項第2号及び第2項の記載を要しない。

注3: 「特定非営利活動に係る事業」にお

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の【 】種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- ⋮

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して【 】年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、

いて、単年度のみの一時的な事業を行う場合には、「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」旨を記載する。ただし、「その他の事業」ではこの旨の記載はできない。

参考：第2項…法5①

<第3章>…社員の資格の得喪に関する事項は必要的記載事項（法11①五）

参考：法2②一イ

<第6条>

注1：ここでいう「社員」とは、社団の構成員のことで、総会議決権を有する者が該当する。

注2：賛助会員等、正会員以外の会員種別を定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して、第2号以降にその旨を記載する。ただし、正会員（社員）以外の会員種別を定款で定めるかどうかは、法人の任意的記載事項。

<第7条>

注1：第6条において、正会員以外の会員について定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して記載することもできる（以下、第11条まで同じ。）。正会員以外については任意的記載事項。

注2：社員（正会員）以外の会員の入会については、任意の条件を定めることができるが、社員（正会員）の資格取得については、不当な条件を付けてはならない。（法2②一イ）

<第9条>

注：第4号…除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く（第11条参照）。

<第10条>

任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 〇〇人
- (2) 監事 〇〇人

- 2 理事のうち、1人を理事長、【 】人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況につい

注：退会が任意であることを明確にする。
任意に退会できない場合などは法に抵触する。

<第11条>

注：総会の議決以外に理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

<第4章>…役員に関する事項は必要的記載事項(法11①六)

<第12条>

注1：第1項…理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上としなければならない(法15)。

注2：「理事」及び「監事」を明確に区分する。なお、役員の定数は「〇〇人以上〇〇人以下」というように上限と下限を設けることもできる。

注3：第2項…職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできる。

<第13条>

注1：第3項…法律上は、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者もしくは三親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができる(法21)。

参考：第4項…法19

<第14条>

注1：第1項…理事長のみが法人の代表権を有する場合に記載する。理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事全員は、この法人を代表する。」、「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載をすること。(法16)。

注2：第2項…理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、第1項に加えてその旨を明記することが望ましい。

注3：第3項…副理事長が1人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。

参考：第5項…法18

注4：監事は代表権を有しない。

て、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
(任期等)

第15条 役員の任期は、【 】年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

<第15条>

注1：第1項…必要的記載事項（法24①（役員任期は2年以内において定款で定める期間とする。））

注2：第2項…法人運営の円滑化を図るため、第13条において**役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り**、法24②の規定に基づき、任期延長規定を置くことができる。

注3：第4項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされている。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないから、至急後任者を選任する必要がある。なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を延長することはできない。

<第16条>

参考：法22

<第17条>

注：役員の解任は総会の議決の他、理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

<第18条>

参考：第1項…法2②一口

注：第3項…総会以外に理事会等の機関の議決でも構わない。

<第5章>…会議に関する事項は必要的記載事項（法11①七）

<第20条>

参考：法14の2及び法14の3

<第22条>

注：定款で理事会等に委任しているもの以外はすべて総会の議決事項（法14の5）。

なお、法定の総会議決事項（定款変

- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項
（開催）

第23条 通常総会は、毎事業年度【 】回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第26条 総会は、正会員総数の【 】分の【 】以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その

更、解散及び合併）以外の事項については、理事会等の議決事項とすることができる（第31条参照）。

<第23条>

注1：第1項…少なくとも年1回通常総会を開催する必要がある（法14の2）。

参考：第2項第1号…法14の3①

注2：第2項第2号…社員総数の5分の1以上を必要とするが、定款をもってこれを増減することは可能（法14の3②）

<第24条>

注：第3項…総会の招集は、定款で定めた方法により、少なくとも総会の日の5日前までに行われなければならない（法14の4）。

<第26条>

注：定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上である（法25②）。

<第27条>

参考：第1項…法14の6

注：第3項…書面以外に電磁的記録（法規2）による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる（法14の9①）。

<第28条>

参考：第1項及び第2項…法14の7

注：書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を可能とする規定を置くこともできる（法14の7③）。（電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法。例えば、電子メールなどがこれに該当する（法規1の2）。）

参考：第4項…法14の8

議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

<第 29 条>

注：第 3 項…書面以外に電磁的記録（法規 2）による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる（法 14 の 9①）

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の【 】日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

<第 6 章>…会議に関する事項は必要的記載事項（法 11①七）

<第 31 条>

注：総会の権能と整合性をとる（第 22 条参照）。

<第 35 条>

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算

参考：第2項…法17

<第7章>…必要的記載事項(法11①八及び九)

<第38条>

<第39条>

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない。

<第40条>

注：総会の議決以外に、理事会等の機関の議決でも構わない。

<第41条>

注：「法第27条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真实性、明瞭性の原則及び継続性の原則をいう。

<第42条>

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない(法5②)。

<第43条～第45条及び第48条>

注：平成15年の法改正により、「予算準拠の原則」は削除されている(法27一)。現行法上、予算管理を行うか否か

が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年【 】月【 】日に始まり翌年【 】月【 】日に終わる。
(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の【 】分の【 】以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7)

⋮

は法人の任意であることから、予算管理を行わない場合又は内規等で予算管理を行う場合は、記載を要しない。

<第 47 条>…必要的記載事項（法 11⑩十）

<第 8 章>…定款の変更と解散に関する事項は必要的記載事項（法 11⑩十二及び十三）

<第 49 条>

参考：法 25

注 1：定款変更の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席した社員の 4 分の 3 以上の議決が必要となる。

注 2：法 25③に規定する以外の事項は、事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）（第 2 条参照）、役員の定数に関する事項（第 12 条参照）、資産に関する事項（第 7 章参照）、会計に関する事項（第 7 章参照）、事業年度（第 47 条参照）、残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項（第 8 章参照）、公告の方法（第 9 章参照）をいう。

<第 50 条>

参考：第 1 項…法 31①

第 1 号…法 31①一

第 2 号…法 31①三

第 3 号…法 31①四

第 4 号…法 31①五

第 5 号…法 31①六

第 6 号…法 31①七

第 7 号以下…法 31①二（定款で定めた

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の【 】分の【 】以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の【 】分の【 】以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、【〇〇〇】に掲載して行う。

解散事由の発生)

注：第2項…解散の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の4分の3以上の承諾が必要となる(法31の2)。

参考：第3項…法31②

<第51条>

参考：法11③、法32

注1：【〇〇〇】に記載する「残余財産の帰属すべき者」は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益財団法人又は公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定されなければならない(法11③)。

注2：帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属されることとなる(法32②③)。

<第52条>

注：定款に特別の定めがない限り、合併の際には、社員総数の4分の3以上の議決が必要(法第34条)。

<第9章>…必要的記載事項(法11①十四)

<第53条>

注1：公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることである。法人の活動実態に応じて、官報、日刊新聞やインターネットホームページを選択して記載することが考えられる。

注2：法人は、前年度の貸借対照表の作成後遅滞なくこれを公告しなければならない。貸借対照表の公告方法は以下の4つの方法から選んで定款で定める必要がある(法28の2)。

公告方法	【〇〇〇】の記載例
①官報	官報
②日刊新聞紙	〇〇県において発行する〇〇新聞
③電子公告	・この法人のホームページ ・内閣府NPO法人ポータルサイト (法人入力情報欄)
④主たる事務所の公衆の見やすい場所	この法人の主たる事務所の掲示場(に掲示)

第10章 抛出金品の不返還
(抛出金品の不返還)

第54条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第11章 雑則
(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
⋮				
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 〇〇〇円

なお、③を選択する場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合の公告方法として①か②のいずれかを定めることができる(法28の2③)。

注3：定款において、公告方法として官報掲載を定めない場合であっても、以下の①及び②の公告については、選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要がある。

①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告(法31の10④)

②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告(法31の12④)

<附則>

注1：設立当初の記載内容は、成立後において変更しない。

注2：第2項…必要的記載事項(法11②) 役員名簿の記載内容と一致させる。

注3：第3項…至年月日は、成立の日から2年を超えてはならない。

総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日を事業年度の末日の2～3ヶ月後にずらしておく、法人運営に支障をきたすおそれが少ない(第15条注2参照)。

- (2) 正会員会費 □□□円（1年間分）
 賛助会員入会金 △△△円
 賛助会員会費 ▽▽▽円（1年間分）

注4：第6項…正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載する。

(様式・記載例)

役員名簿

定款第1条に記載されている法人の名称を記載

ふりがなを記入

特定非営利活動法人 ○○○○○○

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	な ら し か こ 奈 良 鹿 子	奈良市○○町○○丁目○番○号 ○○マンション○○号室	有
理事	や ま と た ろ う 大 和 太 郎	大和郡山市△△町△△丁目△△番地△△号	無
理事	へ い じ ょ う く に お 平 城 都 夫	奈良市▽▽町▽▽丁目▽▽番地▽▽号	無
理事	よ し の さ く ら こ 吉 野 桜 子	吉野町△△ □□□□番地□□号	無
監事	た か い ち あ す か 高 市 明 日 香	明日香村◇◇ ▽▽▽▽番地	無

理事、監事の別を記載

氏名・住所は、住民票等のおりに正しく記載

定款の附則に記載されている設立当初の役員と一致

定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記載

※ 報酬を受ける役員数は（「報酬の有無」欄の「有」の数）は、役員総数の3分の1以下でなければいけません。（法第2条第2項第1号ロ）

※ 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番です。

(様式・記載例)

就任承諾及び宣誓書の原本は、法人で保管すべきものですので、**申請書添付の提出は「写し」でも可能です。**

特定非営利活動法人〇〇〇〇御中

定款第1条に記載されている法人の名称を記載

氏名・住所は、住民票等のおりに手書きで正しく記載

年 月 日

就任承諾及び誓約書

理事か監事のいずれかを記載

住所又は居所

氏名

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の**理事（監事）**に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

特定非営利活動促進法第20条の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産者手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条〔傷害〕、第206条〔現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第208条の2〔凶器準備集合及び結集〕、第222条〔脅迫〕、第247条〔背任〕の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

特定非営利活動促進法第21条の要件

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(役員総数5人以下の場合) 配偶者若しくは三親等以内の親族は、含まれることになってはならない

(役員総数6人以上の場合) 配偶者若しくは三親等以内の親族は、それぞれの役員について1人まで含まれてよい

(様式・記載例)

社員名簿と役員名簿
で重複があっても構い
ません

NPO 法上の社員が10名以上いる
ことを確認するための書面
社員全員の記載は不要

社員のうち10人以上の者の名簿

定款第1条に記載され
ている法人の名称を
記載

特定非営利活動法人〇〇〇〇

氏名	住所又は居所
奈良 鹿子	奈良市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 〇〇マンション〇〇号室
大和 太郎	大和郡山市△△町△△丁目△△番地△△号
平城 都夫	奈良市▽▽町▽▽丁目▽▽番▽▽号
吉野 桜子	吉野町△△ □□□□番地□□号
高市 明日香	明日香村◇◇ ▽▽▽▽番地
桜井 三輪	桜井市〇〇町〇〇番〇号 〇〇ハイツ〇〇〇号
新庄 当麻子	葛城市△△△町〇〇〇番地〇〇号 〇〇アパート〇〇号室
十津川 温男	十津川村□□□ ▽▽▽▽番地
(株)三郷の里 代表取締役 信貴 駒男	生駒市◇◇町◇◇丁目◇◇番◇◇号
北山 郷子	上北山村〇〇〇 △△△△番地△△号

団体の場合は、氏名欄に「団体名」「代表者の肩書」「代表者名」、住
所欄には「団体の所在地」を記載

氏名・住所は、正
しく記載

※ 社員とは、総会に出席し、議決権を持つ者であって、一般でいう正会員のことで
す。従業員の意味ではありません。

※ 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番です。

(様式・記載例)

確 認 書

特定非営利活動法人〇〇〇〇は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、 年 月 日に開催された設立総会において確認しました。

◇◇年△△月▽▽日

・設立総会開催日か、総会以降に作成した日を記載

特定非営利活動法人 〇〇〇〇

設立代表者 奈良市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

奈良 鹿 子

・設立総会で選出された設立代表者の個人の住所・氏名を住民票等のおりに正しく記載

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
- ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件

- 暴力団でないこと
- 暴力団の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

- ・ 定款に定められている目的や事業に係る社会経済情勢やその問題点
- ・ 法人の行う事業が不特定かつ多数のものの利益に寄与する所以
- ・ NPO 法人格が必要となった理由

等

2 申請に至るまでの経過

- 〇〇年〇〇月 任意団体〇〇〇〇設立
- 〇〇年〇〇月 〇〇〇事業所を新規開設
- 〇〇年〇〇月 特定非営利活動法人格取得のための勉強会開催
- 〇〇年〇〇月 特定非営利活動法人〇〇〇〇設立のための発起人会開催
- 〇〇年〇〇月 特定非営利活動法人〇〇〇〇設立総会開催

- ・ 法人の設立を発起し、申請するに至った動機や経緯
(活動実績がある場合は、これまで取り組んできた具体的活動内容)
※代表者の実績ではないことに注意

△△年△△月△△日

- ・ 設立総会開催日か、総会以降に作成した日を記載

特定非営利活動法人〇〇〇〇
設立代表者 奈良 鹿子

- ・ 設立総会で選出された設立代表者の氏名を住民票等のおりに正しく記載

※ 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番です。

出席者は社員数を考慮のうえ、10名以上の参加は必要となる。

(様式・記載例)

特定非営利活動法人〇〇〇〇設立総会議事録

1 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日(〇曜日) 〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分

2 場 所 奈良市登大路町6-2 奈良県文化会館 集会室B

3 出席者数 〇〇人(社員総数〇〇人中)

設立当初に寄附財産がある場合のみ審議する。

4 審議事項

(1) 第1号議案 特定非営利活動法人〇〇〇〇設立に関する件

(2) 第2号議案 特定非営利活動法人〇〇〇〇定款案承認の件

(3) 第3号議案 寄附財産受入決定の件

(4) 第4号議案 〇〇年度及び××年度事業計画案承認の件

(5) 第5号議案 〇〇年度及び××年度活動予算案承認の件

(6) 第6号議案 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することの確認の件

(7) 第7号議案 役員を選任の件

(8) 第8号議案 設立代表者の選任及び事務委任に関する件

設立年度と翌年度の事業計画案、活動予算案の承認を必ず行う。

設立当初の理事・監事を選任する。

5 議事の経過の概要及び議決の結果

(1) 開会

定刻になり、設立発起人**大和太郎**氏が司会者となり、特定非営利活動法人〇〇〇〇設立総会の開会を宣言した。

(2) 議長選出

司会者から選出について諮ったところ、「司会者一任」との声があったので、会員である**平城都夫**氏を指名し、満場一致をもって選出した。

(3) 出席者報告

議長から報告

(4) 議事録署名人選出

議長から議事録署名人の選出について諮ったところ、「議長一任」との声があったので、会員**桜井三輪**氏及び会員**吉野桜子**氏の両名を指名したところ、満場一致をもって選出した。

(5) 議案審議

・第1号議案について

事務局から設立趣旨書の朗読の後、趣旨及び目的の説明を行い、議長が質疑を諮ったところ、満場一致をもって原案どおり承認可決した。

・第2号議案について

事務局から事前配布の定款案について説明を行い、逐次審議したところ、全員異議なく満場一致をもって原案どおり承認可決した。

・第3号議案について

事務局から寄附財産受入について寄附財産目録を配布し説明を行い、議長が質疑を諮ったところ、満場一致をもって原案どおり承認可決した。

・第4号議案について

事務局から〇〇年度及び××年度事業計画案を配布し説明を行い、詳細に審議したところ、満場一致をもって原案どおり承認可決した。

・第5号議案について

事務局から〇〇年度及び××年度活動予算案を配布し説明を行い、詳細に審議したところ、満場一致をもって原案どおり承認可決した。

・第6号議案について

議長が法律条文を朗読の後、全員で当団体が該当することを確認した。

・第7号議案について

議長から設立当初の役員の選出について諮ったところ、審議の結果、次のとおり全員異議なくこれを承認した。なお、被選任者は、即時就任を承諾した。

また、設立当初の理事長に大和 太郎 氏、副理事長に奈良 鹿子 氏とすることについても、全員異議なく承認した。

理事・監事の役職名、氏名、住所を住民票等のおりに記載する。

役職名	氏名	住所
理事	奈良 鹿子	奈良市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 〇〇マンション〇〇号室
理事	大和 太郎	大和郡山市△△町△△丁目△△番地△△号
理事	平城 都夫	奈良市▽▽町▽▽丁目▽▽番地▽▽号
理事	吉野 桜子	吉野町△△ □□□□番地□□号
監事	高市 明日香	明日香村◇◇ ▽▽▽▽番地

・第8号議案について

事務局から設立代表者に**奈良鹿子**氏を選任するとともに法人設立認証申請手続きに係る一切の権限を委任することの提案説明を行い、議長が質疑を諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

なお、議長から設立認証の手続きのために定款その他の書類について原案の骨子に変更がない程度の字句の修正については設立代表者に一任することを諮ったところ、全員異議なく承認した。

設立代表者＝申請人となる。

以上をもって議事全部を終了し、〇〇時〇〇分閉会した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

年 月 日

議長 平城 都夫

議事録署名人 桜井 三輪

議事録署名人 吉野 桜子

手書きで記載。

平城

桜井

吉野

押印
(認印で可)

【注意事項】

①議事録が2枚以上の場合は、議長及び議事録署名人による割り印が必要です。

②議事録の原本は、法人で保管すべきものです。申請書への添付は「写し」が可能です。

※ 設立当初の年度は、設立登記日を想定し、それ以後の予定事業を記載
 なお、設立登記日より前の事業は、法人の事業ではありません。

(様式・記載例)

設立当初の年度は、「成立の日」からと記載

設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別様で作成
 欄を広げて複数ページになっても可能

〇〇年度事業計画書

当該年度の事業についてどのように実施するのかを記載

成立の日 から△△年3月31日まで

特定非営利活動法人 〇〇〇〇

1 事業実施の方針

〇〇年度は、◇◇◇◇事業の実施にあたり◇◇についての◇◇を行い……を行う。

また、▽▽▽事業、◎◎◎◎事業については、×××するために……を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
◇◇◇◇事業	◇◇の調査研究を行い、□□に対し▼▼を▲▲する事業を実施する	通年	☆☆市 ★★地区	6人	▼▼に対し▲▲のある者 年約120人	986
▽▽▽事業	ホームページを開設し、活動内容を紹介する。また、▽▽▽についての意識の啓発を図る	随時	法人事務所	1人	不特定多数	123

事業実施により利益を受ける対象者の範囲と人数を記載

・定款第5条の事業名を記載
 ・定款、活動予算書の事業名と一致

・事業の内容についてできる限り具体的に記載

実施する頻度でも可能

支出見込額は、活動予算書と整合性を保つ。

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額(千円)
◎◎◎◎事業	〇〇での◎◎展示、販売と併せインターネットによる販売も行う。ただし、今年度は実施しない。	事業実施せず。			0

様式例・記載例（「設立当初の事業年度の活動予算書」その他の事業無）

定款附則の「設立当初の事業年度」と一致させる

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から××年×月×日まで

設立当初の事業年度・次期事業年度、
それぞれ2部提出

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位:円)

科目		金額		
I	経常収益			
1.	受取会費			
	正会員受取会費	×××		
	賛助会員受取会費	×××		
	×××		
	2.受取寄附金			
	受取寄附金	×××		
	施設等受入評価益	×××		
	×××		
	3.受取助成金等			
	受取民間助成金	×××		
	×××		
	4.事業収益			
	〇〇事業収益			
	5.その他収益			
	受取利息	×××		
	雑収益	×××		
	×××		
	経常収益計			×××
II	経常費用			
1.	事業費			
(1)	人件費			
	給料手当	×××		
	法定福利費	×××		
	退職給付費用	×××		
	福利厚生費	×××		
	×××		
	人件費計	×××		
(2)	その他経費			
	会議費	×××		
	旅費交通費	×××		
	施設等評価費用	×××		
	減価償却費	×××		
	支払利息	×××		
	×××		
	その他経費計	×××		
	事業費計			×××
2.	管理費			
(1)	人件費			
	役員報酬	×××		
	給料手当	×××		
	法定福利費	×××		
	退職給付費用	×××		
	福利厚生費	×××		
	×××		
	人件費計	×××		
(2)	その他経費			
	会議費	×××		
	旅費交通費	×××		
	減価償却費	×××		
	支払利息	×××		
	×××		
	その他経費計	×××		
	管理費計			×××
	経常費用計			×××
	当期経常増減額			×××
III	経常外収益			
1.	固定資産売却益			
	×××		
	経常外収益計			×××
IV	経常外費用			
1.	過年度損益修正損			
	×××		
	経常外費用計			×××
	当期正味財産増減額			×××
	設立時正味財産額			×××
	次期繰越正味財産額			×××

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

様式例・記載例（「設立当初の事業年度の活動予算書」その他の事業有）

定款附則の「設立当初の事業年度」と一致させる

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から××年×月×日まで

設立当初の事業年度・次期事業年度、それぞれ2部提出

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		×××
.....	×××		×××
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		×××
施設等受入評価益	×××		×××
.....	×××		×××
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		×××
.....	×××		×××
4. 事業収益			
〇〇事業収益	×××		×××
△△事業収益		×××	×××
5. その他収益			
受取利息	×××		×××
雑収益	×××		×××
.....	×××		×××
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××	×××	×××
法定福利費	×××	×××	×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××	×××	×××
.....	×××		×××
人件費計	×××	×××	×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××
施設等評価費用	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計	×××	×××	×××
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
.....	×××		×××
人件費計	×××		×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××
その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××

III 経常外収益				
1. 固定資産売却益	×××			×××
.....	×××			×××
経常外収益計	×××			×××
IV 経常外費用				
1. 過年度損益修正損	×××			×××
.....	×××			×××
経常外費用計	×××			×××
経理区分振替額	×××	△×××		×××
当期正味財産増減額	×××	×××		×××
前期繰越正味財産額				×××
次期繰越正味財産額				×××

※ その他の事業を行わなかったときは、その他の事業の欄内は空白とし、当該年度はその他の事業の実施はなかった旨欄外に記載

次期事業年度活動予算書の「前期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する

(様式・記載例)

補 正 書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 郵便番号
住所又は居所
氏名
電話番号

年 月 日に申請した に不備がありましたので、特定非営利活動
促進法第10条第3項の規定により、下記のとおり補正します。

記

1 補正の内容

補正前の内容	補正後の内容

2 補正の理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番 (縦長) とすること。
- 2 補正の内容の欄には、当該補正した内容のみを記載すること。
- 3 次の書類について補正する場合は、補正後の書類を 2 部添付すること。

ア 定款

イ 役員名簿

ウ 設立趣旨書

エ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

オ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

(様式・記載例)

年 月 日

奈良県知事 殿

特定非営利活動法人 ○○○○○

理事長 奈良 鹿子

設立登記完了届出書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、届け出ます。

設立登記完了届出書には、次の添付書類が必要です。

- | | |
|-------------|----|
| ① 登記簿謄本 | 1部 |
| ② 登記簿謄本の写し | 1部 |
| ③ 定款 | 1部 |
| ④ 設立の時の財産目録 | 1部 |

※ 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番（縦長）です。

(様式・記載例)

設立の時の財産目録
 ××年××月××日現在

登記事項証明書に記載
 してある法人設立の年
 月日を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇
 (単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金	×××	
××銀行普通預金	×××	
未収金		
××事業未収金	×××	
.....	×××	
流動資産合計		×××
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品		
パソコン1台	×××	
応接セット	×××	
.....	×××	
歴史的資料	評価せず	
.....	×××	
有形固定資産計		×××
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア		
財務ソフト	×××	
.....	×××	
無形固定資産計		×××
(3) 投資その他の資産		
敷金	×××	
〇〇特定資産		
××銀行定期預金	×××	
.....	×××	
投資その他の資産計		×××
固定資産合計		×××
資産合計		×××
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
事務用品購入代	×××	
.....	×××	
預り金		
源泉所得税預り金	×××	
.....	×××	
流動負債合計		×××
2. 固定負債		
長期借入金	×××	
××銀行借入金	×××	
.....	×××	
固定負債合計		×××
負債合計		×××
正味財産		×××

口座番号の
記載は不要

金銭評価ができない資
 産については「評価せ
 ず」として記載できる

正味財産＝資産合計－負債合計

〒630-8501

奈良市登大路町30

奈良県 県民暮らし課 協働推進係

TEL 0742-27-8715

FAX 0742-27-9574

E-mail kyoudou@nvn.pref.nara.jp

URL 県民暮らし課 <https://www.pref.nara.jp/1828.htm>

奈良ボランティアネット <http://www.naravn.jp/>